

栗山町地域材利用推進方針

平成24年12月17日 策定

栗山町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（平成23年3月22日、林業木材第1487号）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の町内公共建築物における利用の促進を図るため、町内公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における地域材の利用の目標、並びにその他町内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

町の総面積の52%を占める森林は、トドマツやカラマツなどの人工林や天然林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、北海道の林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、加えて伐採の増加に造林が追いつかず伐採跡地が増加するなど、森林の多面的機能の持続的発揮や、木材の安定供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について町民の理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の方向

公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

（1）町の役割

町は、自ら率先して整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用について、より効果的な促進に努めるものとする。

また、国・道などの関係機関、林業・木材産業関係者、地域住民等と連携しながら、地域材の利用に向けた体制整備に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進にあたっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、栗山町森林整備計画に従った適切な森林施業、及び間伐材や合法性等の証明された地域材（「北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）」に基づき毎年度定める「環境物品等調達方針」（以下「環境物品等調達方針という。」）の特定調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たす物品等）等の円滑な供給に努めるものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において地域材を利用するに当たっては、町民の安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、乾燥や強度が明示されているJAS製品の使用に努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される建築物が含まれる。

(2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高

いと認められる学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用にあたって、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用にあたって、特に第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、町、道、国の補助事業等により整備される建築物についても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用した製品（以下「地域材製品」という。）がある場合は、その積極的な利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

町は、木質ペレットや木質系断熱材など森林バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

3 町の取組

町は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、栗山町有林における適切な森林整備を通じた材の供給、設計者や技術者の人材育成、町民に対する普及啓発、関係機関と連携した商品開発、地域材供給体制の整備など、効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発や、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものや、補助事業等により、構造等の制限を受ける施設、既に定められている計画により構造される施設については、木造化を促進する対象としないものとする。

第3 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町立施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

(1) 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、可能な限り木造化を検討するものとし、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

なお、建築基準法等における規制等が見直された場合は、この基準における基準値等についても見直すものとする。

(2) 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分は木質化を図るよう努めるものとする。

(3) 木質家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物において使用する家具等については、地域材製品の導入に努めるものとする。

(4) グリーン購入の推進

町が整備する公共建築物において利用する地域材製品については、「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たす製品の購入に努めるものとする。

(5) 森林バイオマスの利用の推進

町が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマス（注）を燃料とするものの導入を推進するものとする。

（注）「森林バイオマス」とは、樹木（幹、枝、葉、樹皮及び根）や草本、植物成分から作った燃料をいう。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、町は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者と連携して、林内路網の整備、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、町はこれら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や、地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極

的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅等の建築し、地域材による住宅等の建築に関する普及啓発、地域材による住宅等を建築する人材の育成に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では、木製ガードレールや公園の木柵など地域材製品の利用に努めるものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、畜舎やエゾシカ侵入防止柵などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の促進

町は、公共建築物における森林バイオマスの利用を推進するとともに、町民への利用の意義の普及啓発や加工・利用技術の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

第6 その他公共建築物における地域材の利用の促進に関する必要事項

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たって設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者ニーズや付加価値等を配慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材の利用の推進体制

(1) 地域材の利用の推進体制

町の公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、町の関係部局間で連携を図り、必要な情報交換を行うなど推進体制を構築し、公共建築物等における地域材の利用の取組を推進するものとする。

(2) 地域材の利用状況に関する調査

町における地域材の利用状況を把握するため、関係部局は利用状況に関する調査を実施し、公共建築物等における地域材の利用の効果的な推進に資するものとする。

(別表)

町が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途		建築物の規模（一棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
		1, 0 0 0㎡以下	1, 0 0 0㎡超 ～2, 0 0 0㎡以下	2, 0 0 0㎡超 ～3, 0 0 0㎡以下	3, 0 0 0㎡超	
学校		2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①②	地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努める。	次のすべての条件を満たすこと。 ①合法性又は持続可能性が証明された木材 ②地域材(北海道内の森林から産出され、道内で加工されたことが証明された木材) ③J A S 製品 ただし、道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合や特殊な用途に用いる製品を必要とする場合はこの限りではない。
福祉施設		法令の範囲内で可能なものは、木造とする。				
医療施設	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分は300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②			
	入院施設なし	2階建て以下のものは木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
運動施設		平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。 ※①②		
社会教育施設		2階建て以下のものは木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①②		
集会場		2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
町営住宅 職員住宅		2階建て以下のものは、木造（2階部分は300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分は300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②			
庁舎、研修所		2階建て以下のものは木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
宿泊施設		2階建て以下のものは木造（2階部分は300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分は300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②			
倉庫		2階建て以下のものは、木造（1, 500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②				
その他		公衆便所、管理棟、休憩施設、遊具等の公園施設				

(1) 第3の(1)(再掲)上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

(2) 第3の(1)の①(再掲)防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合を除く。

(3) 第6の1(再掲)本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者ニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

※① 延べ床面積が1,000㎡を超える大規模木造建築物は、外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、部屋は不燃化等の措置を要する。

※② 準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造又はそれと同等の性能を有するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の措置を要する。